



地域安全ニュース

平成21年6月号

“銃砲刀剣類所持等取締法及び道路交通法 の一部改正概要”

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正

刃渡り5, 5cm以上の「剣」にあたるナイフの所持が禁止

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により

平成21年1月5日

から、刃渡り5, 5cm以上の「剣」にあたるナイフの所持が禁止され、個人も販売店等も処罰の対象になります。

(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

該当するナイフをお持ちの方は廃棄するなどの処分をして下さい。

(警察署に廃棄の依頼ができます。)

平成21年1月15日までに所持していた剣の処分期限は同年7月4日です。

剣とは、柄を付けて用いる左右均整の形状をした鋼質性の諸刃の刃物で、本来殺傷の用具としての機能があるものを言います。

ご不明なところは

香芝警察署生活安全課 (71-0110番)

へお問い合わせ下さい。

道路交通法の一部改正(平成21年6月1日施行分)

道路交通法の一部を改正する法律が、平成19年6月14日に成立し、同月20日に公布され、平成19年9月19日、平成20年6月1日、平成21年6月1日に段階的に施行されました。

75歳以上の高齢運転者の運転更新時における講習予備検査の導入

75歳以上の高齢運転者が運転免許証の更新を受けようとする場合は、更新期間が満了する日前、6ヶ月以内に、記憶力、判断力の検査を受けなければなりません。

検査結果が一定の基準に該当するときは、「臨時適正検査」を受けなければならない場合があります。

[高齢者講習の受講期間の延長]

高齢者講習の受講期間が・・・

改正後 更新期間満了日前の「6ヶ月以内」

改正前 更新期間満了日前の「3ヶ月以内」

悪質違反行為で免許取消を受けたものに対する欠格期間の延長
 改正後 最長 10年
 改正前 最長 5年

～ 飲酒運転等に対する行政処分の強化～

主な強化の内容

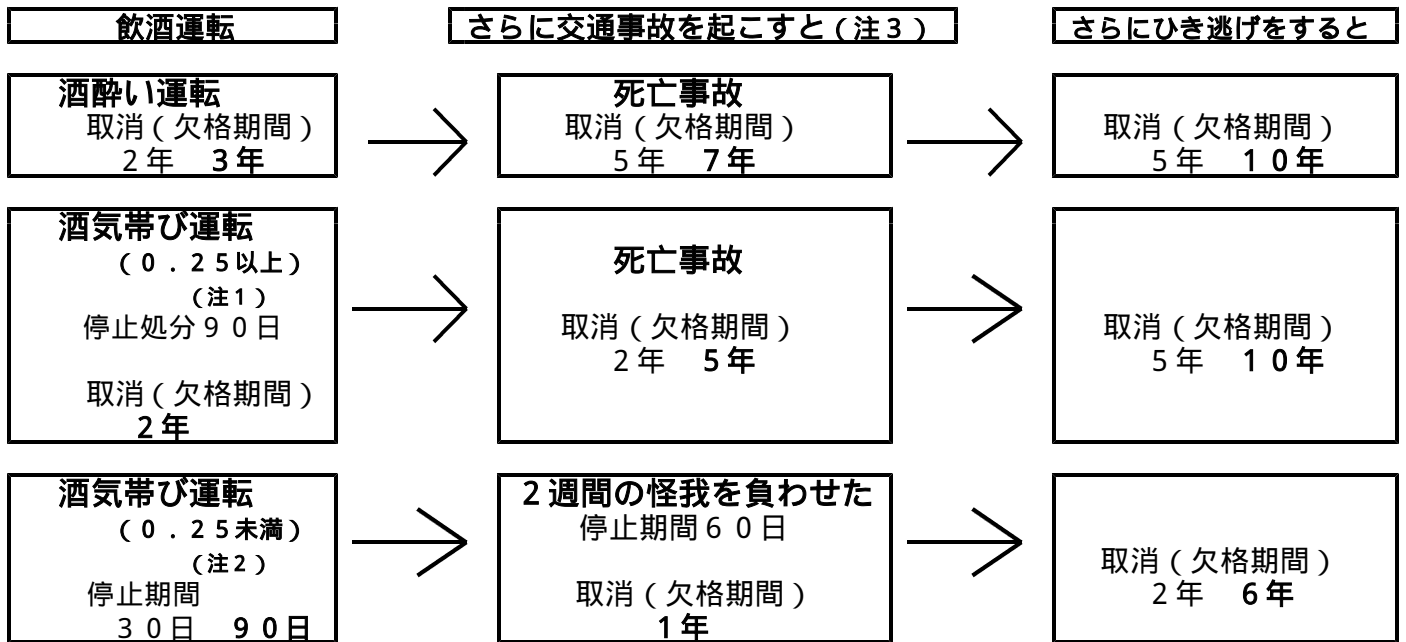
免許を取り消された場合の免許を受けることのできない期間(欠格期間)の最長を
 5年間から10年間に引き上げられました。

酒酔い運転・酒気帯び運転・ひき逃げ等の点数を大幅に引き上げられました。

酒酔い運転	25点	35点
酒気帯び運転(0.25以上)(注1)	13点	25点
酒気帯び運転(0.25以下)(注2)	6点	13点
ひき逃げ(救護義務違反)	23点	35点

(注1) 呼気1㍓につき、0.25mg以上のアルコールを保有する状態
 (注2) 呼気1㍓につき、0.15mg以上0.25mg未満のアルコールを保有する状態

飲酒運転の行政処分の例
 (初めてで、他に違反のない場合)



(注3) 一方的な不注意で起した場合